

法律実務における同意

令和7年7月30日

弁護士 植名 基晴

1 自己紹介

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

同意 … 相手方がいる場合の本人の「意思決定」とほぼ同義 … 「意思決定支援」と重複する場面は多い

【弁護士の活動一般】

- ▶ ①有償の委任契約の締結
- ▶ ②方針の同意
- ▶ ③交渉での事件終結（依頼者の同意と相手方の同意）
- ▶ ④訴訟上の和解（依頼者と相手方と裁判官の同意）

【弁護士の活動各論】

- ▶ ⑤高齢者支援活動の中での同意（支援を受けることについて）
- ▶ ⑥後見申立ての同意（本人申立て）
- ▶ ⑦個人情報保護関係での同意（第三者への提供について）
- ▶ ⑧著作物についての同意
- ▶ ⑨任意後見契約・予約型代理人制度・財産管理委任契約・民事信託契約の利用の同意
- ▶ ⑩不同意わいせつ罪
- ▶ ⑪顧客対応の研修（カスタマーハラスメント対応の研修）

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

【弁護士の活動一般】

- ▶ ②方針の同意
- ▶ 主張内容 と 段取り の両方について了解をもらう
- ▶ 「お任せします」は危険なキーワード
 - … 隠れた前提がある。蒸し返しの危険大
- ▶ 高齢者への説明
 - … 対面 + 書面が必要な場合が多い
- ▶ 顧客への説明の量 … 増える傾向にある。

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

【弁護士の活動一般】

- ▶ ④訴訟上の和解（依頼者と相手方と裁判官の同意）
- ▶ こだわり（発達障害・認知症・性格等）と希望内容のすりあわせ
- ▶ 和解の限界（裁判官の特殊性）
- ▶ 裁判に適した範囲の内容しか定められない
- ▶ 例：金銭面での解決のみ
- ▶ 接近禁止・高額の違約罰・保証人の設定が困難

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

【弁護士の活動各論】

- ▶ ⑤高齢者支援活動での同意（支援を受けることについて）
 - ▶ ⑥後見申立ての同意（本人申立て）
 - ▶ ⑦個人情報保護関係での同意（第三者への提供について）
-
- ▶ 高齢者の「意思決定支援」として社会で認識されている。

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

「意思決定支援」とは？

- (1) 「誰の」
- (2) 「どのようなことについての」
- (3) 「いつの」
- (4) 「意思」の「決定」を
- (5) 「誰が」
- (6) 「どのように支援する」

のでしょうか。

(1) 「誰の」意思決定の支援なのか

障害者、高齢者、国民一般、成年者、合理的経済人、経営者

(2) 「何についての」意思決定の支援なのか

治療方針、日常の生活全般（歯ブラシなど）

契約などの法律行為、福祉サービスの選択、一般的な経済行動

投資行動、経営判断

(3) 支援する対象となる決定された「意思」とは何か

- ・決定事項に関する意思決定者の発言そのもの？
- ・本人の真意とは？
- ・真意を取り扱うならどのように真意を探知するのか
- ・意思決定者の意思表明が明確でない場合
- ・意思を推定する場合、どんな事情があれば、どんな「推定的意味」があるといえるのか

(4) 「何をもって」意思「決定」とするのか

本人の言動が変動。意思決定者の表現・動作が不明確。
本人の過去の意思決定の保存。永久か。永久でないならいつまでか。
本人の意思表明が不明確で意思推定の場合。

(5) 意思決定の「支援」とは「いつ」「何」をすることか

決定前に、支援者が意思決定ができる物理的環境を整えることか
決定前に、判断の客観的材料を提供することか
決定前に、支援者が自分の意見で意思決定作成過程に関わるのは
「支援」か？

意思決定代行は、意思決定「支援」か？
決定後に、支援者が、表明された本人の意思とは異なるが
本人の社会的な利益にはなる結論へと行動するのは？
決定後に、その意思表明どおりの行動をすることは「支援」か？

- 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月 閣議決定）
 - ：意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき
 - 「**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**」
（平成29年度）
- 平成29年～令和2年 各種ガイドライン策定 ・・・ 各種ガイドラインの比較あり
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月 閣議決定）
 - ：権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や
 - 様々な分野における意思決定支援の浸透を図る
 - 各種ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方を整理
「LIFE 意思決定支援の基本的考え方」（令和5年 厚生労働省）
- 認知症基本法（令和5年6月）・認知症施策推進基本計画（令和6年11月 閣議決定）
 - ：**新しい認知症観**
 - 「**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**」
（第2版）（令和7年3月）

「LIFE 意思決定支援の基本的考え方」
(令和5年 厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001131602.pdf>



「意思決定支援のためのパンフレット」
(令和5年 厚生労働省)

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/guardian/guardian_book.pdf



「認知症の人の日常生活・社会生活における
意思決定支援ガイドライン」（第2版）
(令和7年3月)

https://www.dcnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center2/250407/o_r6_guide02_20250320.pdf



・新しい認知症観（認知症施策推進基本計画）

認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人として
できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって
自分らしく暮らし続けることができるという考え方

・キーワード

「本人の意思の尊重」「意思決定能力への配慮」「早期からの継続支援」

「**意思決定支援チーム**」「話し合い」「意思形成支援・表明支援・実現支援」

「**プロセス**」「プロセスの確認」「本人の意思の表出」「支援力」

(チームでプロセスで対応するとして)
2つの視点が必要

- (1) チーム参加者が「意思決定支援」の多義性を自覚する
→ ガイドラインで意識されるようになった
- (2) チームの中で思考の枠組みを共有する
→ 参考指標となる
同意能力の客観化・明確化が必要に

よくある悩み ②セルフネグレクト

- (ア) キーマンの確認
- (イ) (市民なら) 地域包括支援センターへの連絡
- (ウ) 医療へのつなぎ・福祉サービスの検討
- (エ) 日常生活自立支援事業・後見制度の活用

対処メニューは①生活環境悪化と同じ。
だが**問題は「本人の同意」（特にウ、エ）**

→ 信頼関係を構築しながら根気強く説得
健康状態悪化をきっかけに説得

これが大変！

→ 本人の認知機能低下をふまえてどのように同意を得るか

具体的な実践（例）

(i) 意思決定確認
・意思形成支援
・意思表明支援

(ii) 意思決定対応
・意思実現支援

意思決定支援
「何についての」意思決定か
は重要なポイント)

(iii) 意思決定能力
①理解 ②認識 ③論理的思考 ④選択の表明

意思決定能力
「どれほどわかっているのか」
は見落としがち)

▶ 治療内容・侵襲性等→(i)の必要性の程度

緊急性→(i)(ii)(iii)の把握の時間

具体的な実践（例）

セルフネグレクト 能力高

(i) 意思決定確認
【発言重視】

(ii) 意思決定対応
【発言重視】

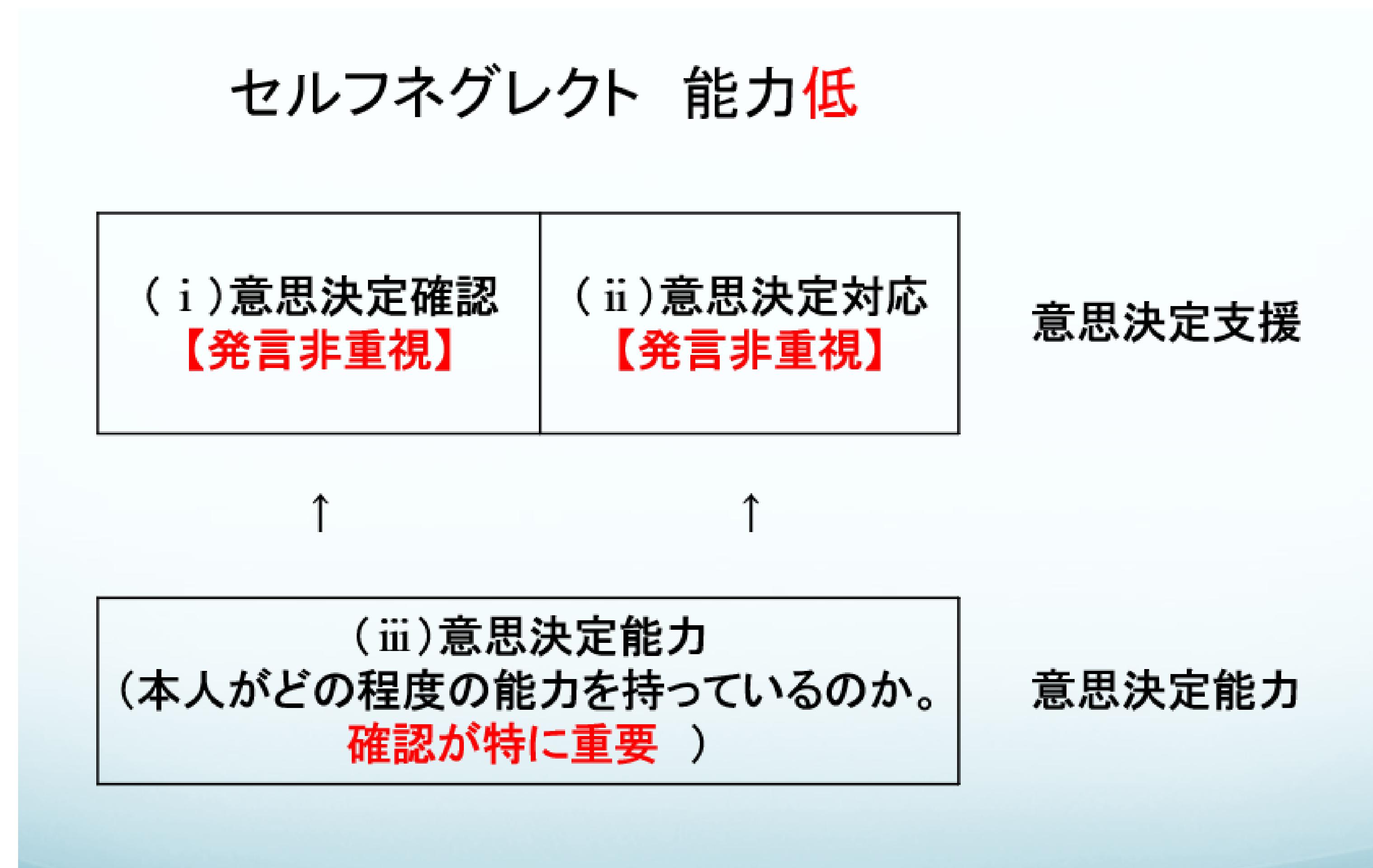
意思決定支援



(iii) 意思決定能力
(本人がどの程度の能力を持っているのか。
確認が特に重要)

意思決定能力

具体的な実践（例）



高齢者、認知症の人への対応レベルの底上げ、関係機関との連携促進

金融ガイドを用いた行員研修

高齢者、認知機能障害のある人が利用しやすい銀行

能力評価サービス

遺言時評価
契約時評価

認知機能が低下しても、本人のレベルに応じた契約が可能に

遠隔評価

迅速かつ、その場での客観的評価が可能



フィンテックの利用



後見業務の効率化と透明性の確保

認知症になっても、自分の意思を周りに伝えられる

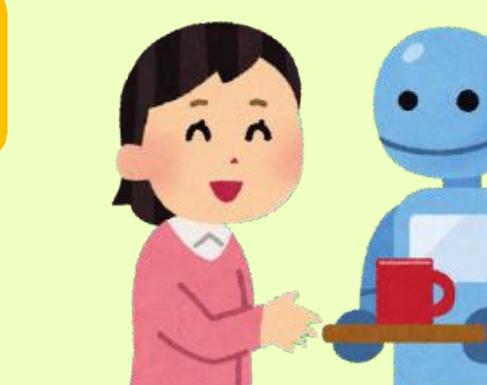
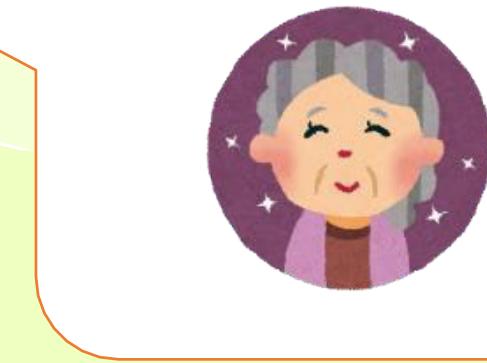
事前指示

遺言

アバターによる意思の保存と提供

コミュニケーションロボット

アシスティブテクノロジーによる意思決定サポート



◎能力評価：一般的認知機能検査と遺言能力スクリーニング検査

長谷川式認知症スケールの説明 SOMPO笑顔俱楽部HP

<https://www.sompo-egaoclub.com/articles/topic/852>

遺言能力スクリーニング検査

(一社) 日本意思決定支援推進機構HP <https://www.dmsoj.com/igon>

チラシ https://www.dmsoj.com/_files/ugd/0c6905_b53c16f5a27f4878982f988ec41ea342.pdf

2 本日のテーマ

【検討すべき方策】

◎⑥能力評価：一般的認知機能検査と遺言能力スクリーニング検査

一般的認知機能検査

長谷川式認知症スケール（HDS-R）

ミニメンタルステートメント検査（MMSE）など

メリット：広く普及

デメリット：経済的観念に関する質問がほぼ無い

遺言能力スクリーニング検査

メリット：経済的観念に関する要素がある

デメリット：100件前後。普及途上。

2 弁護士の活動の中で 同意が問題となる場面

【弁護士の活動各論】

- ▶ ⑦個人情報保護関係での同意（第三者への提供について）
- ▶ ⑧著作物についての同意
- ▶ ⑨任意後見契約・予約型代理人制度・財産管理委任契約・民事信託契約の利用の同意

3 最後に

今後の社会の流れは

- ・「能力評価」と「プロセス」 … 能力評価：意思決定に関するビッグデータ化と活用
- ・堅い制度をフォローするやわらかい仕組みこそがメインに (本人の意思（同意）が根拠)
 - 例：財産管理委任の自由な設定で、後見要らずに？
(権限範囲の自由な設定、監督係の受任者設置、代理人の権限発動のタイミング設定)
 - 著作権のフェアユース
 - 個人情報保護の包括的同意
- ・AIが知識を提供し、素人でも資料を作成できる時代に。残る弁護士の業務は、
 - 弁護士一般：諸要素を総合的に考慮した責任ある決断・直接面会による説得（同意取得）
 - 企業系弁護士・破産管財人・財産管理人など：諸々の立場・団体を調整した責任ある判断
 - 福祉に関わる弁護士：身体を動かした訪問・手伝い

4 時間があれば

【弁護士の活動各論】

- ▶ ⑩不同意わいせつ罪
 - ▶ … 強制性不要となり、民法の不法行為と直結。
 - ▶ 「同意」が決定的な指標に
 - ▶ 同意あり → 適法
 - ▶ 同意なし → 損害賠償 + 懲役刑の可能性も
- ▶ ⑪顧客対応の研修
 - ▶ (カスタマーハラスメント対応の研修)
 - ▶ … 大盛況。こだわりをもつ人にどう接するか

ご清聴ありがとうございました。